

一般社団法人日本ボッチャ協会 公認審判員規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本ボッチャ協会（以下「本協会」という）の一般社団法人日本ボッチャ協会公認審判員（以下「審判員」という）の制度を定め、審判員の資格及び地位に関する事項を定めることを目的とする。

(本協会の統制権限)

第2条 本協会は、日本国内において行われるすべてのボッチャ競技の審判に関する事項について統制する権限を持つ。

(公式試合の審判員)

第3条 本協会に登録された審判員以外の者は、日本国内における一切の本協会の公認大会の審判活動を行うことはできない。ただし、本協会が招聘した外国人審判員はこの限りではない。

(審判員の名称)

第4条 審判員の名称は次の各号に挙げるとおりとし、本協会がこれを認定する。

1. A 級審判員
2. B 級審判員
3. C 級審判員
4. 一般審判員
5. S 級審判員

(資格の認定・降格・失効)

第5条 審判員の資格は、別に定める「一般社団法人日本ボッチャ協会公認審判員資格規程」によって認定・降格・失効される。

(審判員の義務)

第6条 審判員は、次の義務を果たさなければならない。

1. 本協会への会員登録をもって毎年資格を更新しなければならない。
2. 法令及び本協会の各種規程、規則を遵守しなければならない。
3. 競技規則等を常に正しく理解しなければならない。
4. 大会においては行動規範を遵守し、常に公平公正な判定をしなければならない。
5. 暴力団など反社会的勢力とは一切関係をもたず、暴力団など反社会的勢力との取引

及びあらゆる不当要求を拒否すること。

(審判員の服装)

第7条 審判員の服装は、別に定める「一般社団法人日本ボッチャ協会公認審判員服装規程」の通りとする。

(審判委員会の用務)

第8条 審判委員会は審判員についての以下の事項を管理し、運営する。

1. 審判員の資格管理
2. 競技規則の管理、更新
3. 協会主催大会に対する審判員及び審判長、副審判長の派遣及び大会の審判編成
4. 公認審判員養成講習会、審判フォローアップ講習会の計画立案、運営
5. 審判物品の管理
6. 国際競技連盟審判委員会との連携
7. 国際審判員養成講習会対象者の選考、派遣調整
8. 国際大会への ITO 派遣の管理
9. その他、審判員に関する用務。

(審判委員会の構成)

第9条 審判委員会は、以下のとおり構成される。

1. 審判委員会には顧問を設け、顧問には本協会の理事を充てるものとし、代表理事が指名する。
2. 顧問は、A 級審判員及び B 級審判員より最大で 9 名を委員として指名することができる。
3. 委員は、互選により委員長を選出し、委員長は顧問によって承認される。
4. 委員の任期は 4 年とする。ただし任期の延長を妨げない。

(国際審判員の資格)

第10条 BISFed が認定する国際審判員を有する者の国内における取り扱いは以下の通りとする。

1. 国際審判員の資格を有する者のうち日本国籍を有する者は、国内の審判員活動においては国内の審判員と同等の取り扱いとし、同等の義務を負う。
2. 国際審判員は、その審判員の活動実績に相当する国内資格を付与し、その呼称を「SA 級」「SB 級」「SC 級」「S 一般」とする。
3. 国際審判員の国内における審判員活動においては、国内の審判員の資格に準ずる同

等の資格の認定、失効、降格、休止の扱いとする。

4. 国際審判員認定講習希望者として **BISFed** に推薦する者は、以下の①、②項のいずれかの条件を満たし、且つ **BISFed** が提示する条件（語学、試合経験）を満たす者とする。
 - ① 国内資格が **A** 級審判員以上であること。
 - ② 本協会の会員であり、且つ審判委員会が用意する **A** 級審判員認定筆記試験で **9** 割以上正答すること。
5. 国際審判員の資格を有する者が、次年度の国際大会における国際審判委員としての推薦を得るためには、以下の①、②項のいずれかの条件を満たし、且つ **BISFed** が提示する条件（語学、試合経験）を満たすことを要する。
 - ① 国内資格が **A** 級審判委員以上であること。
 - ② 本協会の会員であり、且つ審判委員会が用意する **A** 級審判員認定筆記試験で **9** 割以上正答すること。

（審判員の旅費等）

- 第11条 本協会は、審判員が本協会の依頼により試合及び大会の審判を行うことを目的として旅行したときは、本協会の定めるところにより旅費及び手当を支給する。
1. 旅費の費目は、交通費及び日当とする。
 2. 旅費の計算方法及び支給基準等は、別に定める旅費規程に準じる。
 3. 本協会は、旅行日につき一定額の日当を支給するものとし、その金額は、別に定める協会旅費規定に準じる。
 4. 前項にかかわらず、**BISFed** から派遣された外国人審判員の参加する国際試合における国際審判員、**BISFed** の審判の手当は、**BISFed** の定める金額とする。
 5. この規則の定めと大会等の規定が異なる場合は、大会等の規定を優先して適用する。

（附則）

第12条 この規則に定めなき事項については、審判委員会の検討を経て、理事会で定める。

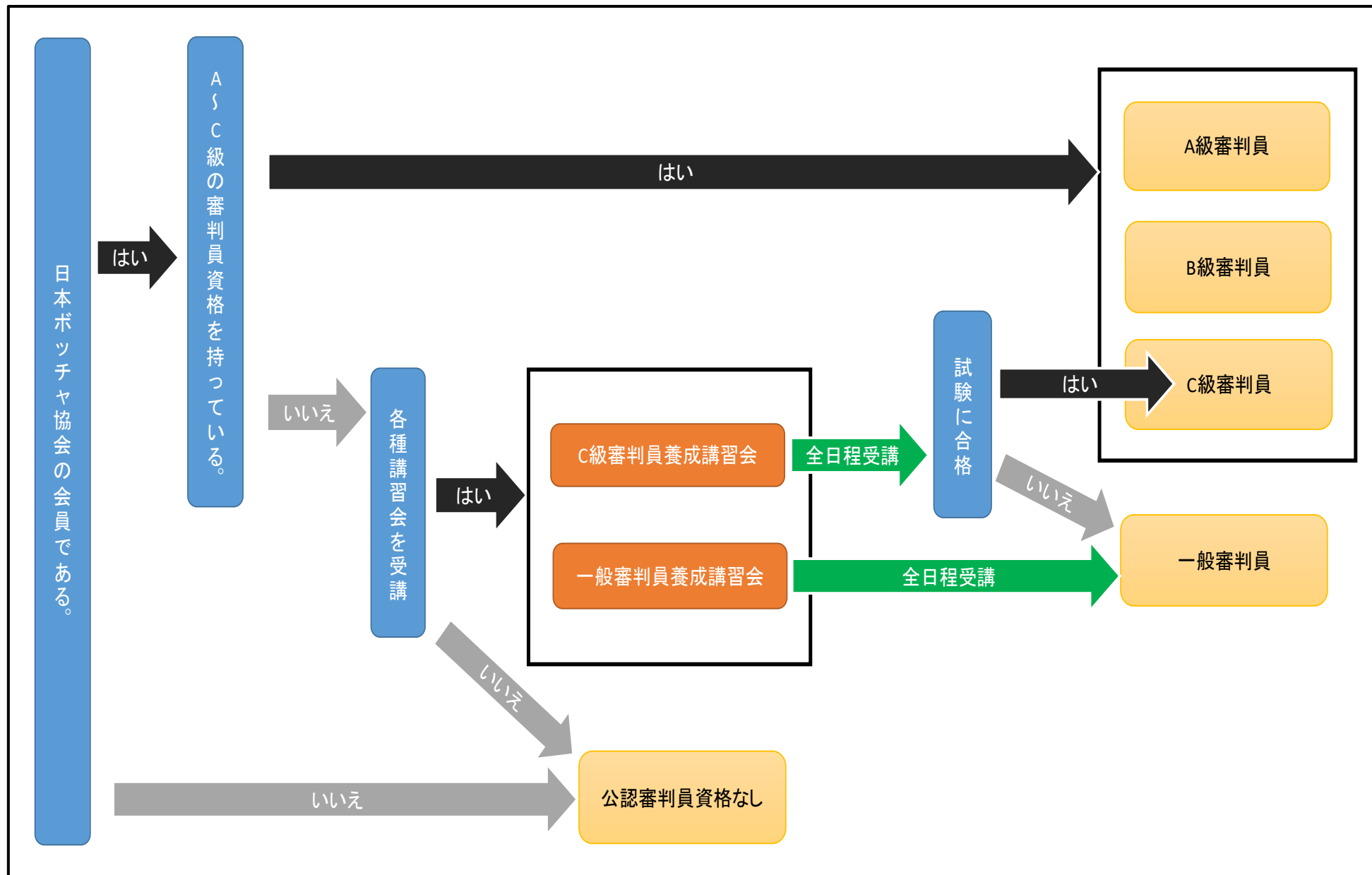
第13条 この規則は、平成 **31** 年 **4** 月 **1** 日から施行する。

(別表 2) 審判委員会 公認審判資格制度

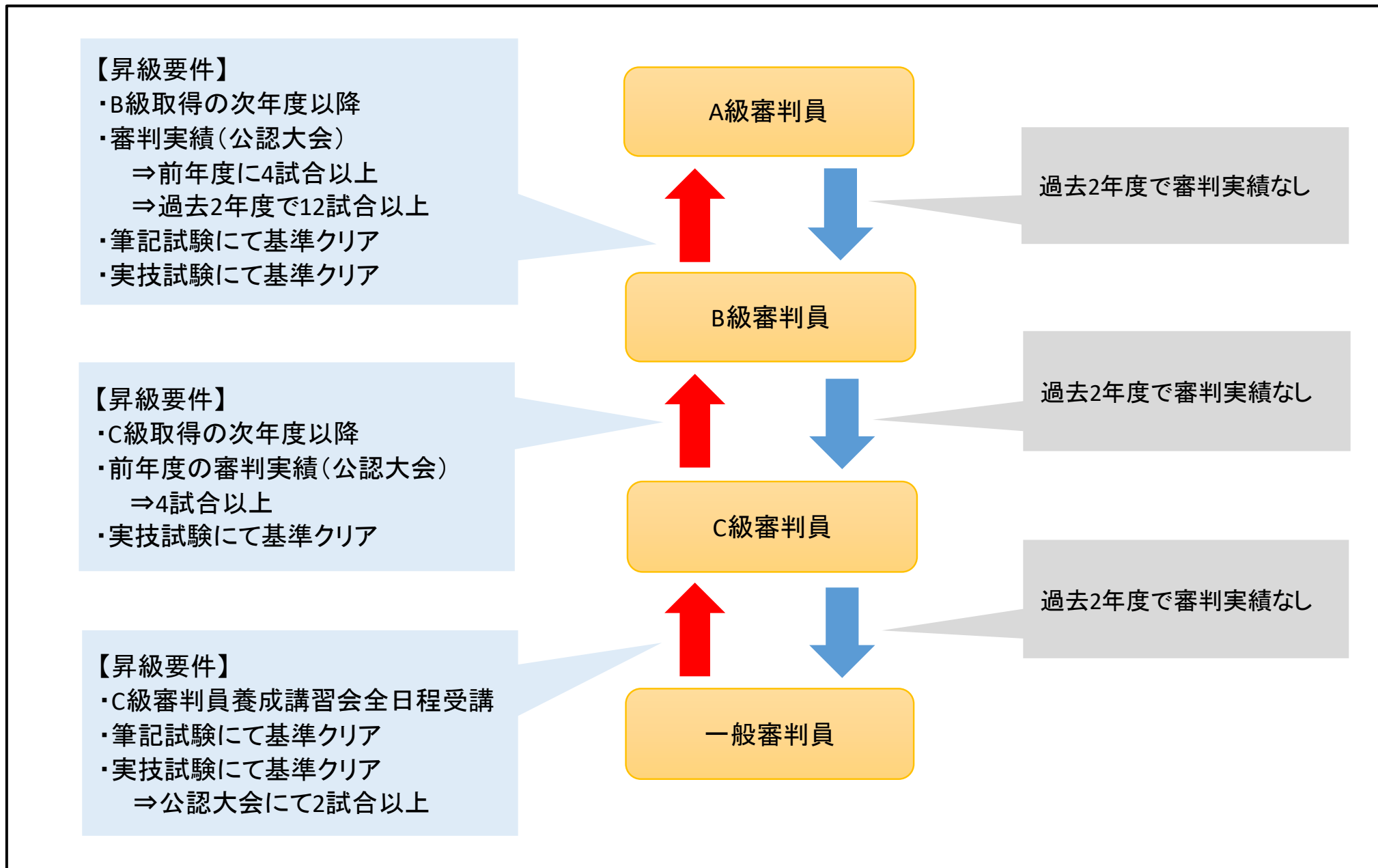
2019.3

	資格種別	資格認定要件	技能の範囲	資格の降格	資格の失効	備考
1	C級審判員	① JBoA 会員であること。 ② C級審判員養成講習会の全日程を受講。 ③ 筆記試験で70点以上。 ④ 公認大会において2試合以上の審判実技を行い、実技チェックでC級必修項目の9割の項目をクリア。 ⑤ 審判委員会の承認。	① 日本選手権予選会の予選リーグを中心に審判を行う。線審においてはBC3クラスも関わるが、審判員としては手投げクラスを担当する。 ② ポッチャ甲子園、東京カップ等の審判員	2年間、公認大会の審判実績を追加できなかった場合。	① 資格を取得して2年間、一度も公認大会の審判を行わなかった場合。 ② JBoA 会員資格を失した場合	
2	B級審判員	① JBoA 会員であること。 ② C級審判員登録の次年度以降であること。 ③ 前年度の審判試合実績が公認大会4試合以上。 ④ 実技チェックでB級必修項目の9割の項目をクリア。 ⑤ 審判委員会の承認。	① 日本選手権予選会のすべてのクラスにおいて審判を行うことができる。 ② 日本選手権本大会、ジャパンパラ競技大会の欠員補充。 ③ ポッチャ甲子園、東京カップ等の審判員。	2年間、公認大会の審判実績を追加できなかった場合。	① 降格処分を受けたものが、降格後1年間一度も審判を行わなかった場合 ② JBoA 会員資格を失した場合	
3	A級審判員	① JBoA 会員であること。 ② B級審判員登録の次年度以降であること。 ③ 前年度までの審判試合実績が、1年あたり公認大会4試合以上、2年間で公認大会12試合以上であること。 ④ 実技チェックでA級必修項目の9割の項目をクリア。 ⑤ 筆記試験で90%以上の正答。 ⑥ 審判委員会の承認。	① 日本選手権予選会、本大会においてコートリーダーを任せることができる。 ② ポッチャ甲子園、東京カップ等の審判員。 ③ 日本選手権本大会の招待の対象となる。 ④ ジャパンパラ競技大会の招待の対象となる。 ⑤ 国内で行われる国際競技会の NTO 候補者となる。 ⑥ BISFed International Referee Course の trainee 推薦対象となる。但し、推薦条件は別途定める。	2年間、公認大会の審判実績を追加できなかった場合。	① 降格処分を受けたものが、降格後1年間一度も審判を行わなかった場合 ② JBoA 会員資格を失した場合	
4	一般審判員	① JBoA 会員であること。	① ポッチャ甲子園、東京カップ等の計時 ② 日本選手権の計時 ③ 地域の大会における審判、線審等 ④ 全国障がい者スポーツ大会の審判、線審等	なし	JBoA 会員資格を失した場合	・全国障がい者スポーツ大会の審判を行う場合の必須とはしない(各地区で十分に研修を積むことができたと認められれば行って構わない)。
5	S級審判員	① JBoA の会員であること。 ② Boccia International Referee(LevelC 以上)の資格を有する者。	① 国内大会においては、国内審判資格 A～C 級による。 ② BISFed が主催するトーナメントにおいて、日本人 ITO として推薦対象となる。	IF に規定なし	IF に規定なし	*国際大会派遣推薦の希望者は、第11条の条件に該当すること。

● 図1 審判員資格認定一覧



●図2 各級の昇級と降級について



一般社団法人日本ボッチャ協会公認審判員の服装等に係る規定

一般社団法人日本ボッチャ協会

(目的)

第1条 本規定は、一般社団法人日本ボッチャ協会公認審判員（以下「審判員」という。）が、一般社団法人日本ボッチャ協会（以下「本協会」という。）が主催もしくは主管する公式試合（以下「公式試合」という。）における服装を規定するものである。

(審判員の服装)

第2条 審判員の服装は、以下の通りとする。

1. 審判員は、本協会指定の服装を必ず着用すること。
2. 上衣は、本協会指定の襟付きのシャツとする。
 - (a) 審判員は、本協会指定シャツを購入する権利を有する。
 - (b) シャツ購入の権利を行使しない審判員が試合で審判を行う場合、1着あたり1,000円で借用すること（手数料、クリーニング代込）。
3. 下衣については、本協会指定ないし黒色の7分丈以上のズボンとする。
 - (a) 審判員は、本協会指定ズボンを購入する権利を有する。
 - (b) ズボン購入の権利を行使しない審判員が試合で審判を行う場合、1着あたり1,000円で借用すること（手数料、クリーニング代込）。または本協会指定と同色のズボンを自ら調達して着用すること。ただし、本協会スポンサー以外のメーカー製のものを使用する場合、メーカーロゴが目立たぬよう配慮すること。
4. 季節によって本協会指定のシャツのみでの審判が難しい場合は、インナーにて調整し、コート上では本協会指定のシャツがわかるようにすること。
5. ただし、大会において特定の服装を定めた場合は、この限りではない。

(附則)

第3条 この規定は、審判委員会の検討を経て、理事会で承認ののち、これを行う。

第4条 この規定は、平成31年4月1日より施行する。